

個人情報保護に関する特記事項

(秘密等の保持)

第1条 指定管理者は、この協定による指定管理業務（以下「業務」という。）に関して知り得た個人情報（以下「個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 指定管理者は、業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

(責任体制の整備)

第3条 指定管理者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により責任体制を構築するときは、あらかじめ大磯町（以下「町」という。）に届け出なければならない。責任体制を変更するときも同様とする。

(取扱責任者及び取扱従事者)

第4条 指定管理者は、個人情報に係る取扱責任者及び取扱従事者を定めなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により取扱責任者及び取扱従事者を定めるときは、あらかじめ町に届け出なければならない。取扱責任者又は取扱従事者を変更するときも同様とする。

3 指定管理者は、取扱責任者に、取扱従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

4 指定管理者は、取扱従事者に、取扱責任者の指示に従いこの特記事項を遵守させなければならない。

5 指定管理者は、あらかじめ、取扱責任者及び取扱従事者の変更手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 指定管理者は、業務を派遣労働者によって行わせるときは、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第1条に準ずるものとする。

2 指定管理者は、派遣労働者にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と派遣元との契約内容にかかわらず、町に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(委託の禁止)

第6条 指定管理者は、町が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（指定管理者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規

定する子会社をいう。)を含む。)にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、個人情報の処理を委託するとき、又は委託の内容を変更するときは、あらかじめ次に掲げる項目を記載した書面を町に提出して前項の規定による承諾を得なければならない。

- (1) 委託を行う処理の内容
- (2) 委託で取り扱う個人情報
- (3) 委託の期間
- (4) 委託が必要な理由
- (5) 委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)
- (6) 委託の相手方における責任体制並びに取扱責任者及び取扱従事者
- (7) 委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容
- (8) 委託の相手方の監督方法
- (9) 第7号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという委託の相手方の誓約

3 指定管理者は、前項の規定により個人情報の処理を委託するときは、委託の相手方にこの協定に基づく一切の義務を遵守させるとともに、指定管理者と委託の相手方との契約内容にかかわらず、町に対して委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定により個人情報の処理を委託するときは、当該委託契約に関し、委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 指定管理者は、第2項の規定により個人情報の処理を委託するときは、その履行を管理監督するとともに、町の求めに応じ、適宜、その状況等を町に報告しなければならない。

(取得)

第7条 指定管理者は、業務を処理するために個人情報を取得するときは、利用目的を本人に明示し、目的達成のために必要な最小限のものとし、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的以外の使用禁止)

第8条 指定管理者は、業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報について、町の指示又は承諾を得ることなく業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9条 指定管理者は、業務を処理するため町から引き渡された外部記録媒体を町の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の安全管理)

第10条 指定管理者は、業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報が漏えい、

毀損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ町に届け出なければならない。特定した作業場所を変更するときも同様とする。
- 3 指定管理者は、町が承諾した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 4 指定管理者は、第1項の個人情報を運搬するときは、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ町に届け出なければならない。特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。
- 5 指定管理者は、取扱従事者に対し、身分証明書を常時携行させ、及び事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 6 指定管理者は、業務を処理するために使用するパソコン及び外部記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、町が承諾した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 7 指定管理者は、業務を処理するのに当たり、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 8 指定管理者は、業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 9 指定管理者は、第1項の個人情報について、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管するときは、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況並びに年月日及び担当者名を記録しなければならない。
- 10 指定管理者は、個人情報の取扱いに係る情報セキュリティ点検を定期的実施し、その結果を町に報告しなければならない。

（個人情報の帰属並びに返還、廃棄及び消去）

第11条 指定管理者が業務を処理するために、町の名において取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製した個人情報は、町に帰属するものとする。

- 2 指定管理者は、業務の完了時に、町の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の個人情報を廃棄するときは、記録媒体を物理的に破壊する等

当該個人情報判読及び復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

- 4 指定管理者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去するときは、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報判読及び復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、取扱責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を町に提出しなければならない。
- 6 指定管理者は、第1項の個人情報の廃棄又は消去に際し、町から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第12条 指定管理者は、業務の処理に関して個人情報の漏えい等があったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を速やかに町に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の漏えい等があったときは、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 指定管理者は、個人情報の漏えい等があったときは、町と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（監査）

第13条 町は、この協定による個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、指定管理者に報告を求めること及び作業場所を立入調査することができるものとする。

- 2 指定管理者は、この協定による個人情報の取扱いについて町から改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の規定は、指定管理者が個人情報の処理を委託した場合について準用する。

（指定管理者の指定の取消し等）

第14条 町は、指定管理者がこの特記事項に定める義務を果たさないときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者は、損害を被った場合でも町にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第15条 指定管理者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより町が損害を被ったときは、町にその損害を賠償しなければならない。